

別記様式第17（第27条関係）（令2内府令56・追加）

国の機関等の保有するデータ不提供通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の2第3項、第7項及び第12項の規定に基づき、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

記

データを提供しない理由

（備考）

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の2第3項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第7項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条12項の規定による場合には内閣総理大臣及び公共機関等、又は内閣総理大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

法第28条の2第2項のうち、提供をしない理由を具体的に記載する。